

おいで今治！もどろう今治！お試し移住滞在サポート事業費補助金

U ターン対象

I・J ターン対象

愛媛県県外（国内）に居住し、今治市に移住相談された方を対象に、本人と同行者1名分※1のお試し滞在費（宿泊費）の一部を補助します。

※1 本人と同一世帯員の同行者

移住先の検討
スタート

事前に市に移住相談



移住コーディネーターに今治のあれこれを聞いてみよう！
（対面相談・オンライン相談など）

申込
現地活動
計画書・
チェック表を
提出

※7日前まで

いざ、お試し！



地域の雰囲気や暮らしぶりなども実際に見てみよう！

生活環境
チェック

住まい探し

お仕事探し

移住相談

ようこそ今治へ



1人につき
1泊最大**5千円**
最長**6泊分**
の宿泊費を補助

帰宅

- ・ 申請書兼請求書
 - ・ 領収書
- （宛名は申請者で）
などの書類を添えて申請

以下の条件を全て満たす方が対象です。

- 1.市との移住面談等の実施により、市が移住交流相談受付シート又はこれに類する書類の作成を行った者、またはこれに類する書類を提出したことが確認できる者
- 2.市内における住まい探し、仕事探し、移住に関する相談又は生活環境の確認等を目的とした現地活動を行った者
- 3.移住希望者及び同行者が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でない者
- 4.地方公共団体等による本事業と同様の宿泊費補助金を受けていない者

※事前に市担当者に移住相談を行っていない方、現地活動計画書の提出がない方は対象外です。

まずは移住コーディネーターに相談



今治市役所 地域振興課
愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1
電話：0898-36-1514
メール：oide@imabari-city.jp
オンライン：事前予約制(Zoom)

今治市役所 しまなみ振興課
愛媛県今治市伯方町叶浦甲1668-34
電話：0897-72-8772
メール：sumou@imabari-city.jp
オンライン：事前予約制(Zoom)

宿泊施設

2. 下調べ・予約など

5. 宿泊

6. 宿泊費請求

注)ポイント等で支払った宿泊費は対象外経費となります。

7. 宿泊費支払

補助金の対象

★宿泊できる施設

今治市内にある、旅館業法第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法に基づく届出がなされている施設

★対象経費

本人と同行者1名分の標準的な1泊2食付きの宿泊料
※朝食のみ又は朝食なしの場合も含まれます。
※追加の料理及び付帯設備の利用料金等は対象外です。

申請者

1. 移住相談・問い合わせ

いまばり移住を考えはじめたら…
まずは移住コーディネーターに相談しましょう。

3. 現地活動計画書の提出

現地活動の出発日から起算して7日前まで（※例外あり）に、現地活動計画書（様式第1号）に申請者の居住地を証する書類（免許証等）を添えて提出してください。
※4/25～5/10出発…4/20までに提出
12/25～1/10出発…12/20までに提出

4. 計画確認

提出していただいた「現地活動計画書（様式第1号）」を確認し、確認が終わりましたら、お知らせいたします。

8. 交付申請

補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）及び添付書類を提出してください。

○補助の対象となる領収書等の写し（利用日、往復の発着地が記載されたもの）

※注)領収書等で支払確認をするため、宛名は必ず申請者名で提出ください。

○振込口座番号がわかる書類（預金通帳の写し等）

9. 補助金の支払い

今治市

愛媛県今治市

おいで今治！

検索



宝島社『田舎暮らしの本』2月号
2026年版第14回
「住みたい田舎」ベストランキング

4年連続
全4部門 全国1位

○地域振興課（本庁10階）
愛媛県今治市別宮町1丁目4-1
電話：0898-36-1514
メール：oide@imabari-city.jp

○しまなみ振興課（しまなみ総合庁舎内）
愛媛県今治市伯方町叶浦甲1668-34
電話：0897-72-8772
メール：sumou@imabari-city.jp

